

# 和田地区公民館空き家・空き地情報登録制度について

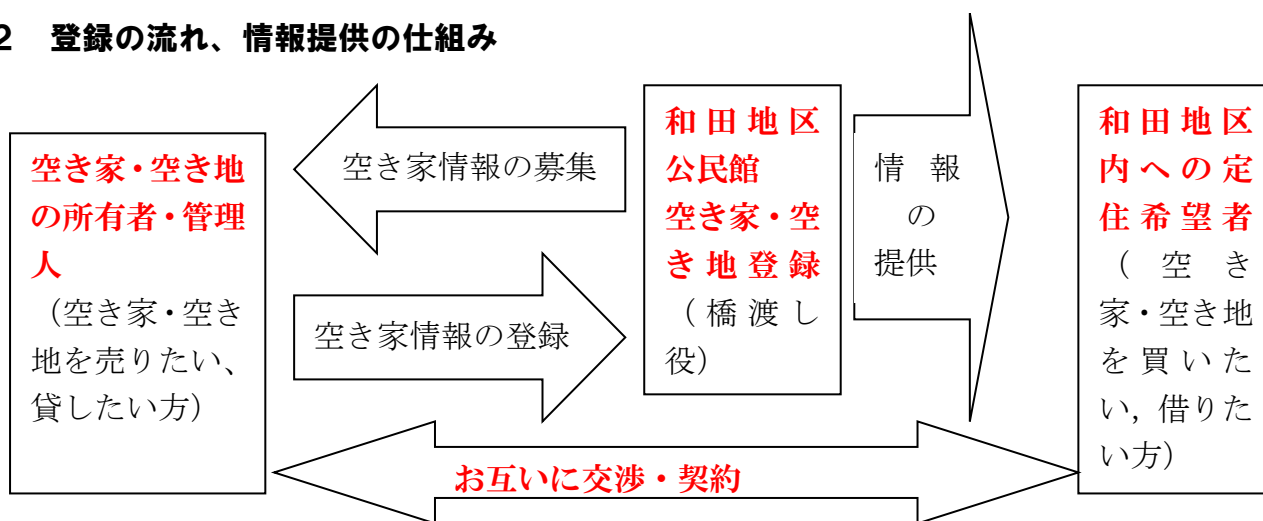
平成 29 年 4 月 1 日改正

## 1 趣旨

和田地区においては、主要道路沿いの便利な所に空き家・空き地が点在しています。このままでは荒れ地化してしまいます。先祖の素晴らしい地域資源を活かすことによって、一人でも多くの定住を促進し、地域活性化を図ろうとするものです。

そこで、和田地区公民館では、空き家・空き地の所有者（管理者）からの申し込みを受けて登録した空き家・空き地の情報を和田地区内に定住を希望される方に提供する「空き家・空き地登録制度」を開設するものです。

## 2 登録の流れ、情報提供の仕組み



- ※ 地区公民館は、売買または賃貸取引の仲介は致しません。
- ※ **日置市空き家バンクにも合わせて登録していただきます。**

## 3 紹介、交渉、契約について

空き家・空き地の利用希望者、ならびに所有者の情報は、地区公民館を通してそれぞれに紹介します。

地区公民館は、利用希望者から交渉の申し込みがあった場合、まず所有者に連絡をして、了解を得た後に、所有者情報を利用希望者に紹介します。（所有者から連絡不要の申し出をいただいている場合は、交渉申し込みの際に所有者情報を紹介します。）

具体的な空き家の契約などは、日置市空き家バンク制度に基づき鹿児島県宅建協会の会員の方により行うこととなります。

## 4 注意事項

地区公民館は、情報の紹介や連絡調整を行いますが、「所有者」と「利用者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。以上のことを了解のうえ、お申し込みください。

## 空き家・空き地情報登録カード

和田地区内の空き家・空き地情報登録カード（調査書）		（平成 年 月現在）
申請者氏名	日置市吹上町（自治会 ）	
所有者 （管理者）	〒	電話
所有者住所	〒	電話
物件所在地	日置市吹上町	
物件 問合せ先	氏名；	電話
	所有者との関係；	
物件概要	・空き家～構造 木造 ・ 鉄筋コンクリート 延べ床面積 m <sup>2</sup> 敷地(宅地)面積 m <sup>2</sup> 駐車スペース あり（ 台）・ なし 空き家になったのはいつ頃 年頃 ・空き地～敷地面積 m <sup>2</sup>	
売買・賃貸 可能	売買 可 ・ 不可 賃貸 可 ・ 不可	
公民館便り、のぼり旗・立て看板・ホームページなどによりPR、紹介は、 可 ・ 不可（いずれかに○印を）		
空き家は、間取りを記入ください。 空き地は、道路からの敷地への簡単な平面図	位置図（自治会の公民館など目印になりそうな所から簡単に記入してください。）	
参考；空き家の程度は、A（すぐ使える） B（手を入れる必要あり） C 使用不能 要望等あれば；		

「日置市空き家バンク」にも登録していただきます。